

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年1月21日（水）午後3時から午後5時1分
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 前田 巖（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 安藤 範 樹（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 松井 洋（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 小松 武士（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 粉川 知也（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 臼井 智晃（東京弁護士会所属）
弁護士 山岡 通浩（第一東京弁護士会所属）
弁護士 牧野 茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

定刻になりましたので、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。裁判員経験者の皆様には、本日は本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます東京地方裁判所刑事8部の裁判官の前田と申します。よろしく願いいたします。

今回の意見交換会のテーマは、裁判員裁判の分かりやすい審理ということで設定をさせていただきました。その中でも、審理の中心である証人尋問・被告人質問が裁判員の皆様にとって分かりやすいものだったかということについて、御意見をいただきたいと思います。また、それについて検察官や弁護人の冒頭陳述とか論告・弁論、あるいは裁判官の説明がどのようにその証拠の理解を助けたか、こういうことについても時間が許しましたらお

伺いしたいと考えております。

ここで証拠が分かりやすいということの意味合いについて、私どものほうが持っている問題意識をごく簡単に説明させていただきますと、どんな話か分かったかと、頭に入りやすいかと、こういうことが第一弾としてどなたの頭にも思い浮かぶと思うんですが、それは当然の前提とした上で、印象や記憶に残りやすいのか、あるいはその次の問題として、その話は本当か、嘘とか間違いがないかとかですね、あるいは抱いた疑問が解消されたか、こういうことにもちゃんと応えていたのかどうか、あるいは何がその証拠で分かったと言えるか、こういう事柄について自分なりの御意見を皆様にかけていただいて、他の方と議論ができる、こういうような材料として分かりやすい証拠調べが行われていたかどうか、これが大事であると思います。そういうことについて、本日は実際に裁判員裁判を体験された皆様の裁判員裁判ではどうだったのか、忌憚ないところをお伺いして、私どもが今後法廷の審理でどのような訴訟活動をしなければいけないのかということについて考える一助にしたいと思っております。

私のほうからそれぞれの方が御担当されました事件について最初にごく簡単に紹介させていただきますと、その上で、担当された事件の審理に関する、全体的な印象をそれぞれの方からお伺いできればと思います。番号の順にお願いしたいと思います。まず1番の方ですが、1番の方が御担当になった事件は、知り合いの夫婦を旅行の口実をつけて連れ出して、睡眠薬を飲ませた上でロープで絞め殺して、その上でクレジットカードなど持っていた金品を強奪し、死体を土に埋めて、奪い取ったカードを使って大量の回数券などを買おうとした事件であったと伺っております。争点としては、この被告人が犯人かどうか、これが争われた事件だと聞いておりますし、また刑もそういう事件でしたので死刑の求刑があったと聞いております。検察官が請求した証人の数が13名で、まさに今回のテーマとの関係では非常に御苦勞の多か

った、また御負担の多かった事件かなと考えておるところなんです、いかがでしたでしょうか。

1 番

御紹介にあったような事件だったものですから、実際始まってみれば、もう少し時間が欲しいなというところも実は感想としてはありました。やはり求刑として死刑の求刑だったという事件だったので、その決断をするには、やっぱりそれなりの時間といいますか、もうちょっとこういうところが分かればなとかですね、そういうところがどんどん出てくるような事件だったものですから。提出された証拠そのものについては非常に分かりやすく御説明になっていたし、議論としてもかなりの時間をかけて議論をしたというところもあるんですが、その中でやっぱり若干もう少し、こういう方の証人がいればいいのになとかですね、そういうような話も感想としては持っていたというところ。実際のところ、証拠調べを終わって最後の論告に行かれる前にちょっとお時間をいただいて、改めて御質問というようなこともさせていただいたりとかですね、そういうこともさせていただいたという状況です。証拠の提出の仕方とか質問のされ方という意味では、かなりよく理解できた裁判だったかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、続いて2番の方ですが、2番の方が御担当になった事件は6番の方の事件と同じで、被告人が飲み屋に行ったところ、店内にいた被害者からけんかを売られて自宅に帰らなければいけなくなってしまい、それに腹が立って、再びその店に出かけて行って、殺意を持って、まず1番目の被害者Aさんを刃物で刺し、もう1人Bさんという方の右腕も切りつけた事件だと聞いております。そういう殺人未遂と傷害の事件ですが、Aさんに対する殺意が認められるかどうか、これが争点だったということで、この事件でもその現場にいた複数の方の話を聞くなどされたよう

ですけれども、印象としてはどうだったでしょうか。

2 番

裁判全体の印象から言うとですね、公判全体を見て、それぞれの証人の方の話してる内容は分かりやすかったです。ただ、当然矛盾がある。それから弁護人の方の主張と検察官の方の主張との矛盾を、その証人の方の話を聞きながら、どこが本当なのかなというところを詰めるという点では、意外に難儀したのかなという印象はあります。それが今回の裁判に対する私の感想の1つですね。そういう面で、他の裁判員の方々との評議の中で、いろんな疑問があったり、それでありながら、また次に違う公判で話を聞いていくという作業ができたという点ではよかったのかなというところでは、はい、以上です。

司会者

それでは、次に3番の方ですが、3番の方は、これは殺人事件なんですけれども、飲食店を経営されてる交際中の被害者に多額の経済的な援助をしていたんだけど、自分のほうが経済的に行き詰まってそれができなくなり、1億円の遺産を相続するという嘘をついてその関係をつなぎとめていたんだけど、すぐその嘘がばれてしまった。こういう状況の中で被害者の方の首を絞めて殺害したという殺人事件ということでした。被害者から頼まれてやった嘱託殺人だという被告人の主張があって、そういう依頼があったのかどうか、これが争点だったという事案と伺っております。

3 番

私のほうで担当させていただいた事案は、いわゆる密室殺人ということで、被告人の方の御意見というか主張しかない状況の中で、非常に難しいというところで、なかなか結論が出せないところがあったんですけれども。やはり検察側の方と、あと弁護士の方と両方から出させていただいた証拠書類については、非常に整理されていまして、その事実関係というのを明確にしていた

だいた分、その中から判断をしていくという形になっていました。ただ、どうしても被告人の方の意見をその証拠と突き合わせていって、じゃあ果たしてこれでいいのかという迷いの中でのものだったんですが、今回のテーマとしては、さまざまな資料、それから証人の方のお話等ですね、非常に分かりやすいものだったと記憶しております。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、4番の方の担当された事件ですが、この事件は路上で男性の通行人、これを後方から足を引っ張って転ばせて殴りつけるなどして現金が入った財布を強奪し、その際にけがをさせたという強盗致傷と、その翌日に駅の券売機前で切符を買おうとしている男性の財布をひったくったという形で起訴された事件と聞いております。そういう強盗致傷と窃盗の事件ですが、被告人が精神疾患の症状等をお持ちの方で、その責任能力が争われたということで、精神鑑定をしたお医者さんの証言を聞き、その信用性も争点になるという事件だったと聞いております。

4番

はい。今のおりの話で、責任能力がやはりちょっと難しかったんですけども、出された資料はものすごく分かりやすく、裁判官の方が補足してくださったので、自分なりにはすごく分かりやすかったです。何というんですかね、やっぱりちょっと病気のところとかが僕自身は分からないところがあったんですけど、医師の方がいらっしゃったり、その方に対していろいろ聞いてくださるところが、的確だったという言い方は変ですけども、かなり補足になっていて、自分なりにはこうだろうなあという、腑に落ちる感じでした。全員がどうだったかは僕は分からないんですが。

事件から裁判まで時間が経ってる事件だったので、今見ている被告人と1年前の状況とかその当時のことが、そこはちょっと曇りは取れないんですけども、自分なりにはよく理解できた理由は、やっぱり時系列で表を出してい

ただいたり，裁判官の方が結構分からないところのポイントをこうですよと言ってくれるので，ちょっと明るくしてくれたという感じです。

司会者

ありがとうございました。それでは，次に5番の方ですが，5番の方の担当された事件は，覚せい剤が隠匿されたスーツケースを成田空港行きの飛行機に持ち込んで，成田で降り立って輸入したけれど税関の検査で発見されたという覚せい剤の密輸事案ということです。争点としては，スーツケースの中に覚せい剤が入っていると分かったかどうかということですが，税関職員の証人尋問が行われているようです。通訳を使った事件ということで，特に証拠調べという観点で何かお気づきのところもあるかと思います。そんなことも含めて全体として感じられた印象などをおっしゃっていただければと思います。

5番

今回は薬物についてだったので，直接その被害者の方というのがいるわけではないですし，日常的な犯罪とはちょっと一般的には思えないというところがあったので，こういった裁判も裁判員裁判の対象なんだというのにまずちょっと驚きました。外国人の方だったので，実際裁判も通訳の方を介しながらという形だったので，そこがちょっと分かりづらいというところもありました。あと，証人の方はお二人で，税関の職員の方だったので，いろんな方からお話を聞くというよりも，割と何か決まった形の話が続くというような感じになってしまって，どうしても被害者側の人間というのがいないので仕方ないかと思うんですけども，そういった意味では，ちょっと偏りがあると言ったら語弊があるかもしれないんですけども，もうちょっといろんな角度から証拠とか証人の話とかを聞けたら，もうちょっと議論も深まったのかなと思うところが少しありました。でも，全体的に，すごく裁判官の方がいろいろ分かりやすく用語なども説明してくださって，私達素人でしたけ

れども、本当に充実した時間を過ごすことができたと思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番の方にお伺いします。事案自体は先ほど紹介させていただきました。そういうことで、お感じになったことなどお願いいたします。

6番

担当した裁判では殺意があったかなかったかということが争点になっていたんですけれども、多分記憶に間違いがなければ、最初に裁判における殺意というのはという説明を裁判官の方からしていただいたんですが、それがやっぱり私が日常感じていた殺意とはちょっとずれがありましたというか、それをすり合わせていくのが私にとってはちょっと難しかったという印象はあります。証拠調べについては、本当に事細かにいろいろ話があったんですが、ところどころ私にとっては分かりにくいところがありまして、そのことで、ああ、もっとちゃんと聞けばよかったという場面もありましたけれども、全体的には、それでも最後には一つにつながって、自分の中で理解ができたという事案でした。

司会者

ありがとうございます。それでは、7番の方の事件ですが、7番の方の事件は、ちょっとこれは複雑で私も余りうまく説明ができる自信がないんですけれども、事件が3つあります。1つ目が、朝早くに独り暮らしの女性Aさんの部屋に侵入して、包丁で脅したり手首を縛るなどして、まず現金の財布を奪うとともに、抵抗できないAさんを強姦した。こういう事件が第1の事件です。その3週間後のやはり朝早くに、別の被害者Bさんの家に侵入して、また現金を奪った。実はこれが第3の事件とされています。その第3の事件の前後にCさんの家にも侵入してショルダーバッグを盗んだというのが第2事件とされています。こういう事件なんですけど、争いになったのは最初の事

件、第1事件の部屋に入った回数で、それによって強盗強姦罪という重い罪に当たるのか、窃盗と強姦とに分かれてしまう事件なのかというのが1つです。それからもう1つは、ショルダーバッグを盗んだとされる第2の事件、最後に申し上げた事件ですが、これは被告人が犯したものではないというところが争いになっていると。それは第3の事件を犯してるんだからできないというような主張でしょうか。どんな御感想を抱かれたかということをお願いいたします。

7番

3つの事件で起訴されてたんですが、本人の供述も1年前に逮捕された直後と公判に向けてのところで変わっていたりして、こちらもどう考えたらこの筋のストーリーが合理的につながるのかというのを常に考えていましたが、資料として検察側の言い分と弁護側の言い分を1枚の紙で両方対比できるように時系列で整理した紙を入れてくださっていて、それを指針にして、こういう時系列なんだなというところを見ながら行きました。証拠調べというのが最初にあって、いろんなものを見たり、写真を見たり実物を見たりというところが出てくる段階では、なぜこの写真が出るのかとか、なぜこの物を見るのかという説明がなく見るので、何でこれが出てきたのかなと思って見るんですが、後で評議の場で話がだんだん進んでいくと、あっ、あのときこれを見ていたのはこのためだったのかと、この手ざわりを確認してほしかったのはこのためだったのかというのを後になって自分の中では納得して行って、公判が終わった最後に、あっ、こういうストーリーだったのか、じゃあこの証拠はここにはまるんだということがやっと自分の中で分かったんですが、結果的には過不足なくきちんと必要な証拠が必要なだけあったなという印象でした。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、8番の方の事件の紹介をさせていただ

きます。宅配業者を装った3人組の押し入り強盗が家に押し入って、そこにいた女性にけがを負わせ、奪い取ったお金は1300万円余りに上るという事件です。その事件について、被告人もその共犯者かどうか、これが争われた事件と聞いております。有罪の確定した共犯者が被告人も共犯者であると述べたことからこの裁判になってるということで、その証言の信用性が一番大きな争点だったという事件ですが、審理に関与された御感想はいかがでしょう。

8番

まず本日のこのメインテーマ、分かりやすかったかどうかということだけ。まず、検察官の説明、資料のプレゼン的な内容と、あと弁護人のそれぞれが何をおっしゃりたいかというのはちゃんと分かりました。ただ、それが事件の本質のほうに向いてるかどうかなんかというのはいちよつとまた別のお話になりますけれども、私も含めて当時の他の裁判員、裁判官も含めてですけど、それぞれ出された証拠の内容、証拠の提示の仕方などはちゃんと分かりました。

司会者

それではですね、今一通り皆様が担当された事件と、その中でお感じになったことということでお話しいただいたのですが、分かりやすさという意味で言うと、多くの方からは証拠の内容は分かりやすかったという御評価をいただいて、また御自身なりに判断する上でも十分それができたのだというお話であったかと思えます。一方、一部の方からは分かりにくいところがあった、あるいは最後に全部そろって自分で組み立てたときに、あっ、そうだったのかという、そのときまで分からなかったと、こんなお話もちよつと出たりしました。そんな中で、証拠の組み立てといいますか見通しみたいなところはまた別の話としてさせていただくので、ここでは、まず最初に証拠自体がどう理解できて、評価できて、自分なりの意見を持って議論に臨めたかと、こういう観点、6番の方から御指摘のあったところですね。分かりに

くいところがあったというお話がちょっとあったので、具体的にどんなところがそうだったのかという体験をお話しただけだと助かるんですが、いかがでしょうか。

6 番

分かりにくいと感じたところは証人尋問のところだったんですけれども、同じような事例が何回か続いて、その1回ごとについて検察の方が1回目はどうでしたか、2回目はどうでしたかということを確認していく作業をしていたのです。1回目のことを聞いている途中から、いつの間にやら3回目の話になっていまして、聞いているほうは、あれっ、今1回目のことを聞いていたんじゃないのかな、いつの間に3回目になってしまったんだろうということで、ちょっと私の中では混乱しました。ただ、私の聞き違いかもしれないし、ちょっとここでそれを指摘していいものかどうか分らずに、その証人の方の尋問が終わりまして評議室に戻ったということがあったんです。1回目のことを聞いているのに3回目に移っていたりとかすると、まるっきりその質問の意図が全然変わってきてしまうわけで、それを判断はできないので、そういうところがちょっと分かりにくい具体例なんですけれども、ありました。

司会者

今のお話は飲み屋の中で行われた刃物を振り回したとか切りつけたとか、その回数のお話ですか。

6 番

犯行前に被告人がお店に何回か電話してるんですね。そのときの電話の内容について聞かれてるときだったんですけど。

司会者

そういう話の食い違いみたいなのが生じた原因というのが、質問を受けた側の勘違いなのか、あるいはそういう勘違いを招きやすいような聞き方の問

題なのか、どんなふうにごらんになりましたか。

6 番

私の印象では、質問している方がもう何回目を聞いているのかが分からなくなっているのかなという印象を受けたんですが。

司会者

ありがとうございます。そんなだからこちらも聞いていて混乱しちゃうし、多分答える証人も混乱しちゃうんですかね。

6 番

被告人も、ちょっと疑問に思いながらも、多分その3回目に移ったときには多分3回目の話を答えてたと思うんですけども、聞いている検察官は多分ずっと同じその1つの回を聞いてるという話の流れに見えました。

司会者

6番の方の事件は2番の方も同じ事件ですけど、何かやっぱりそういうような感じでしたか。

2 番

今6番の方の話を聞いて、あのときの公判のイメージをどんどん思い出してきたというのがあります。正直言って本来すごく最近なんですけれども、結論だけは覚えてますが、意外に細かいところは覚えていないというのがあります。ただ、今の話ですうっと全体的に見てくると、多分検察官は同じことを聞きたくていろんな形を言って確認してるのかなという印象を私は持ってたんですね。ただ、それがやはり今6番の方がおっしゃるとおり、全くそういう意図がよく分からなかったというのが1つと、それから、これは何といいますか、多分しゃべる証人と被告人のいろいろ表現の仕方と、聞いている検察官の表現の仕方がやっぱりずれが生じてるのかなというので、先ほど言いましたように、評議室に戻って何だかんだでみんな話してるうちに、あのときはこうだったのかなというところで落ち着いてきたという印象です。

司会者

やっぱりその場での理解というのは、少しそういう形になると難しくなってしまうというところなんですか。

2番

そうですね、はい。

司会者

他の方でも似たような御経験というか体験とかいうのはありましたか。

4番

被告人に質問してる質問の仕方について医学の知識が全くないので、そういう意味では分からなかったんですけど、フォローがあったのと書類があったので十分でしたし、僕は分かりやすかったという回答なんですけど。もし本当に分からない人がいたら、多分漫画とか、こっち側の言ってる人はこういう時系列で倒して踏みつけた、こっち側の人は転んで踏みつけてはいないという漫画にしたらもっと分かりやすいかもしれないですけど、そこまでの必要は感じなかったということで、分かりやすかったと答えました。実は完璧ではないという感じです。

司会者

今のお話だと、要するにあったこと自体を聞き出す上では何かやっぱりうまく聞き出せてない。ただ、そういうような状態が自分の判断の対象なのかなど、こんな理解をされたということですか。

4番

そうですね。被告人の言ってることが1年前とはやっぱり違うとか、その当日の被告人席でもやっぱりちょっと被告人が精神的にいっぱいいっぱいになって何度か中断したりということがあったんですけど。100きれいになることはもともとないとは思っていたので、判断できる材料、これは証拠に挙げられるんじゃないかという、証拠の定義を聞いたりして、科学的証拠と

は違うという定義とかいろいろ先に教えてくださって、すごく分かりやすかったという意味合いです。

司会者

今あったお話の中で、全体としては分かりやすいというお話だったんですけども、それぞれの皆さんの御担当された事件の特質ということで、こんなことがなかったでしょうかというのをちょっと伺いたいなと思うところが幾つかございます。警察官の前では、あるいは検察官の前では前にこんなことを話したでしょうと、それと今法廷で話してることと違うじゃないかみたいなことが問題にされた例というのが1つ。それを分かりやすく問題として聞けるのかどうかというのが1つ。それから、何人かのお話の中にあった専門家から専門的なお話を聞くときに、これが分かりやすいのかどうかということ。それから、通訳を挟んだ事件ということで、5番の方の話で、分かりにくい要素になったみたいな感想もあったと思いますが、そういうものとか。それから、これは多くの方の事件が当たるんですけども、たくさんの証人の話を聞いて、それで判断しなければいけないときというのがあるかなと思いますので。先ほど御紹介いただいた事件との関係でどうだったでしょうかというのを順番にちょっとお尋ねしてみたいなと思います。

まず7番の方ですが、被告人が警察官あるいは検察官に話した内容と法廷で話した内容が違ってるということが、また法廷で問題になって、そこについてのやりとりがあったということのようなんですけども、それを聞かれて、何でこんなことをやってるのかとか、あるいはそのときのやりとりでこれを判断すればいいんだなというところが御理解できたのかとか、そこ自体について御自分での判断がしやすかったかどうかみたいなのを感想で結構なんですけどもいかがでしょうか。

7番

最初の取調べのときの供述と裁判のときが違って、どっちを信じたらいい

んだらうというときに、採用証拠として取調べのときのDVDをお見せしたいということで、何か弁護人側のほうは困ると言っていたんですけども、裁判官の御判断で取り上げていただけるということで、それを見せていただきました。そのときの表情であるとか無理やり言わされてないところであるとか、そういうところも見てくださいということで。その取調べのDVDを見るんだというところには、びっくりしましたけれども、結果的にはそれは大変分かりやすかったです。

司会者

今のお話ですと、取調べDVDを調べたという形で、どっちが本当だということの決着をつけたという、簡単に言うとそうなんですけれど。何というんでしょうか、法廷での質問で、なぜ言ったんだ、どうだこうだみたいな話のやりとりというのはあんまりなかった感じですか。

7番

矛盾を突いて、こういうふうにかえたらおかしいですよみたいな話があったときに、被告人が、そうじゃありませんみたいなことをずっと一本調子で答えて、それ以外もう絶対答えてないというか、無表情でそれを押し通しているというところもありましたので、これはもう完全に自分を作ってやっているなという印象を受けました。

司会者

ありがとうございました。これは判決を見るだけでちょっと分かったところでもあるので、御紹介もあったのでお尋ねしたんですが、他に前に話した内容と違うんじゃないと、その尋問の中で問題になったりしたことというのはありませんでしたか。特に他の方の御経験された事件の中では出てこなかったですか。

次に、専門家から専門的な事柄を聞くという事案ですと、先ほど4番の方からお医者さんの話の御紹介がありましたし、それから1番の方の事件でも、

睡眠薬の作用について、専門家の話を聞くようなところがあったと思うんですが、そのあたりの話が分かりやすく聞き出せていたかとかいうところは、4番の方からは大体あらまし伺えたので、先に1番の方からどうだったかということをお話しいただけますでしょうか。

1番

睡眠薬を服用させたかどうかというところは争点の証拠調べの中で説明がありました。専門的な中身ということもそうなんですけども、それをどうやって判明させるのかと、その物質かどうかをどう判明させるのかということも含めて、専門家の方から、解析の仕方の説明があって、かなり難しい化学の部分の説明を随分していただいた関係で、細かいところまで分かったかというところではないですが、恐らくそれで正しいんだろうなというような認識にはなれたかなと思ってます。先ほど途中で主張が変わったという話がありましたけども、私がやらせていただいた事件では、その専門家の方の説明をされた後に主張が変わったという、これまでそういうものは使っていないとおっしゃってた方が、急にそれは使いましたみたいな話になってしまって、結果として、被告人なり弁護人の方もそこはそうだという認識になられたのかなと認識しています。

司会者

ありがとうございます。今の点は、1番の方はまあまあ分かりやすかったということですが、一緒に話を聞いた多くの方も、何か例えば議論したときの感じですね、みんな同じような理解に達してるんだなといえますか、あるいはこういうところが分からなかったみたいな話もあんまり出なかったような感じですか。

1番

かなり頭が痛いと言っていました。相当に難しくてですね、その装置が、こういう装置でここを通過してこの分子の個数が幾つありましたとかそういう

細かい話でしたので、それが本当にどうなのかと。ただ、単純に専門の先生、大学の先生だったりお医者様の先生だったりがおいでになって、こういう状況が現れたときはこういう見解になりますというところは理解できるんですけど、細かいその器械がどうだったのかというのはちょっと素人には難しかったかなという感じがします。

司会者

逆に言いますと、そういう分子がどうだこうだみたいな話というのが判断に必要なかどうかというところでは、どんな印象をお持ちですか。

1 番

それイコール判断につながるかということ、いろんなチップがある中の1つですので、判断の材料としては、材料になったかならなかったかと言えばなったということですし、それによって被告人の見解も変わるというような中身でしたので、それはそれでかなり重要な証拠だったのかなとは思っています。

司会者

ありがとうございます。4 番の方の精神科医の方のお話を伺うというところで、大体分かりやすかったというお話を伺ったんですけども、特にこういうところがよかったとか、こういうところは何かそれでもまだまだだなというか、そのあたり何かお感じになられたところはありますか。

4 番

その医師が信用できるかどうかという判断基準がなかったんです。当然弁護人はその医師は信用ならんみたいな部分をちょっと言ったりする。けれども、時間をかけてやりとりしていただいたおかげで、この先生すごく信用できるというような判断を下すに至る理由があつたり、あと先生の言ってることがすごく分かりやすかった。要は、責任能力がある、ない、それにこういう行動があつてとか、事件を起こして、1年以上前に先生もその被告人と会

っていたりするので、そのときの状況の話がすごくイメージが湧きやすかったということがすごくよかったです。やっぱり専門用語なしではちょっと語れない部分とか、特に責任能力というところで、それが障害なのか性格なのかとかいろんなところに関しては、やっぱり人によって判断が変わる場合もあるかなとは思ったので、もしかしたらその医師の方というのも複数人いたほうがよかったかもしれないですけど、それは時間的にもいろんな面で可能かどうか分からないですけど。もしかしたら医師の方によっては違う見解を持つ可能性も、可能性としてあるだけで、その先生がすごくよかったなと思ってるほうなんです。ただ、二重化というか三重化にはなっていないので、先生がそういうもんだと言えば、そうですとしか言えなくて。もちろん裁判官の方とかが控室に医学の本とかを置いてくださったんですけど、それを見る元気がなかったの。

司会者

ありがとうございました。では、他の方で、私もこんな専門家の話を聞きましたということはあるですか。

8番

私の場合は精神科医の先生の方が3人立て続けに出てきた内容だったんです。検察官から2名で、弁護士から1名だったかな。どうしても薬剤の名前が幾つか出てきたりしたんですが、たまたまという言葉を使わせていただいたんですけど、私自身が割となじみのある内容があったので、評議に戻ってからも、ちょっと通訳係みたいな形で貢献できたかなというのがあります。私の事件の場合だと検察官から出ている証人である共犯者が言っていることが本当かどうかというのが争点だったんですけども、その本質には残念ながら至る内容ではなかったです。結果的には。ただ、その証人が、前に調書として上がっているものと、その裁判のときの証言のときにおっしゃることの内容が変わっている。けれども、その調書を書いたときに薬、睡眠薬など

ですね、何か精神薬を結構たくさん服用されていらっしやっただということな
んですが、どうしてももうろうとしてしまうということなので、じゃあそれ
をどこまで加味するのかとか、そういうのもあるんですけど。

司会者

今の話ですと、要するに8番の方の事件でも専門家の証人3人を続けて聞
いて、証拠の内容自体は、そのときに理解しやすかったとか、あるいは判断
しやすかったかということと言うと、8番の方自体は多少のそういうところ
についての知識があるから理解できたけれども、他の方は何かちょっと難し
いような感じだったということなんですか。

8番

そうですね。その3人の先生の中でお一人、割と言い切る形で手短に、語
数も少なめに、そういう意味では分かりやすく発言された方もいらっしやっ
たんですが、私からすれば、ごによごによ、ごによごによ分かりにくい言い
方をされた先生のほうがより核心をついていたりもしていたので、ただ分か
りやすければというのもちょっとまた違いますけれども。確かに分かりやす
いだけではいかがかなという印象があります。

司会者

確かに今御指摘のあったように、理解しやすいということとそれが本当か
どうか、正しいのかどうかということの判断も的確にできるかどうかという
ところが、必ずやっぱりリンクした問題になってまいります。そういう意味
で言うと、単にすっきりはつきりさせればいだけということじゃないと、
こんなことでしょうか。

次にですね、もう1つ特徴的なといいますか、難しさがありそうな事件と
いうことで、先ほど5番の方から通訳の入った事件、これはなかなかそうい
う意味ですっと入りづらいところがあると、こんなお話がありました。話を
聞くというのは、実際にはその方が体験したこと、経験したことを伝えてい

ただくということなんですけれども、それに通訳が入ることによって、どんな点で捉えにくくなったかみたいなのところ、あるいは、それが入ってることと、例えば聞き方とかそういう形で、こういうところを工夫すればいいのにみたいなことでお気づきになったこととか、そのあたりをお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

5 番

通訳が入るということで、プロの方が入ってらっしゃると思うんですけど、一語一語で入る感じだったんですね。何とかですかと言って、はいと言ったら、イエスと入って、じゃあそれはと、次はビコーズと入っていくような感じだったので、どうしても途切れ途切れになってしまうというところがありました。それが例えば証人尋問のときなんかは、余りそれが多いと、今何のことをねらって聞いてたんだろうとか、ちょっと考えが拡散してしまうようなところもあったので、そういったところは裁判員の集中力の問題とかもあるんでしょうけれども、ちょっと分かりづらいと特に感じたところです。あと、被告人質問についても、やっぱり被告人が発する言葉というのが結構大事だと思うんですよ。その真偽は分かりませんが、その本人の言葉というのをやっぱり大事にしたいのだけれども、それを直接、音としては聞けるけれども、内容としては通訳を介したものを聞くわけで、そのあたりが何か本人の言葉を聞いているわけじゃないんだよなという、ちょっと考えてしまうところがありました。

ただ、逆に通訳のメリットというか、通訳が入ったことでよかったなと思う点も1点ありまして、それは一個一個言葉ごとに通訳が入ることでまどろっこしくなるという話をさっきしたんですが、それだけ考える時間を私達がもらえるということで、特に法廷の1日目などは、本当に私達素人が来て、いきなり座ってくださいと始まるので、1日目のペースにはなかなか、もし通訳がなかったらついていけなかったんじゃないかなと思うようなところも

ありまして、慣れない頃には考えをまとめる時間にもなったので、そこは有効に使えたかなというのがありました。

ちょっと話が飛んじゃうんですけども、1日目にいきなり本当の法廷に入って始まるわけで、結構分からないこととかたくさんあるんですね。もちろん評議室に帰ると、今のはこういうことでした、ああいうことでしたと詳しい用語なんかも教えていただけるんですけども、後で教えてもらうよりも、やっぱり先にちょっとでも知っているのと頭に入ってきやすさとも違うと思うので、最初にプリントなり資料とかで、よく出る法廷用語みたいなのですか、そういうのがあってちょっと一読できたらもっと分かりやすかったなと思います。例えば、伝聞という言葉とか、あと推認とか未必の故意とか合理的疑いとか、甲号証・乙号証とかも急に言われると何のことだかとなってしまうので、そういったことなんかを事前にちょっとレクチャーしていただいたりとか文で見ておく時間があると、もっと分かったかなと思いました。以上です。

司会者

今5番の方からお話があったのは、いわゆる専門用語ですよ。これをできるだけ使わないで済むようにということをしているはずなんですけれど、それでもやっぱり飛び交っちゃうというところがあったんですかね。ちょっと我々も気をつけなければいけないなと思いますとともに、仮に出てくるなら説明をきちんとする必要があるのかなとも思いました。ありがとうございました。

それから、他の方、今お話しになった方もそうなんですけれど、多くの証人から話を聞いた事件というのもあって、それがどういう位置付けなのかというものの理解のしやすさ、あるいはそうじゃないところみたいなものもあるかもしれません。そういう意味で言うと、3番の方の事件でも、話としては被告人しか知らない事柄になっちゃうんだけど、被害者の方の経営状態が

どうだったのかみたいなことについては何人かの方にお尋ねになられてるようですけれども。3人くらいの方に聞いてるんでしょうか。3人から聞かれた印象としてはどうでしたか。

3番

被害者の方のいわゆる関係者というんですかね、お店を経営されているので、そのお店のほうを任されている従業員の方、あとは御親族と、あと一緒に生活されている方という形で、お三方証人尋問があったんですが、お三方ともその被害者の経営状態とか生活状況、もろもろの周辺の状況を聞くという内容のものでした。検察官の質問というのはすごくポイントを得ていて非常に明確な御質問で、それに対しての証人のお話も非常にまとまっていて、論点というのはすごくしっかりしてたんですね。嘱託殺人というところを問われていたので、実際に死のうという意思が見受けられるかどうかというところを判断していくというところだったので、その部分をしっかりととらえた内容で、非常に分かりやすく尋問が行われていたという印象です。正直言って、先ほどもおっしゃっていたように、大体事件の経緯とか論点・争点というのはいただく用紙の中で把握できるんですけど、その逆に裏付けという意味合いでも、証人尋問というのは非常に私のケースでは有効であったと思っています。

ただ、今回私が携わった事件は、被害者の側の証人尋問のみということで、被告人のほうから実際に証人が出廷されないということで、御家族のお手紙だけがちょっと読まれた形になったんですね。親族の思いというのをお伝えするような形のお手紙だけが読まれたので、それってある意味ちょっと一方的というか、本当にあるものを伺うというだけで、何というんでしょう、そこに被告人が実際にそういう事件に至るまでの経緯とかそういったものというのが、もう少し生の声で聞くことができれば、最終的な判決を出すに当たっての判断材料としてはもう一つよかったのかなという印象がありました。

特に、正直もう殺人をしているという事実は決まっていたので、それに関しての量刑というのを決めていくというのが争点だったので、その重さを決めるときの判断基準が、ちょっとこう言うてはなんなんですが、被害者側のはたくさん用意されていたんですけど、やはり被告人にとっても、なぜそこに至ったかという、いろんな諸事情があると思うんですね。もちろん犯罪は犯罪なんですけれども。そこのところをもう少し考慮できる材料があったらよりよかったなという印象で終わりました。以上です。

司会者

ありがとうございます。やっぱり自分が判断する上で関心のあるところは一番事情が分かる人から直接聞きたいというところがあって、それがちょっと今の点では満たされなかったところが心残りだと、こんな感じでしょうか。

3番

はい、そうですね。

司会者

ありがとうございます。それから、2番の方、6番の方の事件も、飲み屋でその現場に居合わせた方の話を何人もお尋ねになってましたね。それぞれ聞いた中で、こういうところが、たくさんから聞くということで分かりやすくなった、分かりにくくなったみたいなどころでお感じのところというのはありますでしょうか。あるいは、他の人の話があるものだから、それとの関係でこういう聞き方をしてくれればよかったのにとかですね。そんなところで何かお感じになったところがあれば伺いたいんですが。2番の方いかがですか。

2番

今の質問なんですけども、実際に証人に出てこられた方々は、自分が見たこと、それから自分がやったことを言って、自分が見なかったこと、それから知らなかったこと、それから自分がやらなかったことに関してはやはり一

切それはやったとかやらないとかはっきりと言ってましたので、そういう面で言うと、それぞれの証人の方々の立ってた場所、いた場所、動いた行為というものが、証人サイドそれぞれはよく分かりました。これがまず1つで、検察官が出したストーリーと、それから弁護人が出したストーリーで、やった行為に対する時間的原因が全く逆転してるというのがやはり重要なポイントだったのかなというところで、そここのところがやはりよく分からなかったというのがあります。ただ、その証人の方々は、やっぱり見てないものは見てないんで、じゃあ多分こうでしょうと推測して話をするということは一切されてなかったんで、その点は違った面で分かりやすかったのかなというのが1つ。

それから、ある面では検察官のある種のストーリーに近い形に証人の方々の話はつながってきたんですけども、でも、弁護人はそれは違うんだとおっしゃるんだけど、じゃあどう違うんだということに関する反証というのかな、それに対する証人の方々に聞くという行為に関しては、私の印象から言うとほとんどなかったに等しいような感じでした。最後に最終弁論のところで全体的にこの流れが違うんですよと出てきたので、実際最初から最後まで公判を聞いてた人間から見ると、いや、その前にその違うんだというところをもっと突いたらどうだったんですかという印象をずっと持ってました。この裁判に関して言うと、本当に僕は、何かその弁護人の方の気持ちが伝わってこない。要するに、本当に犯人なんだろうけども、しかし量刑をいかに下げたいんだったら、それなりのいろんな反論の仕方があったのかなというのが、私にとっては非常に残念なところでした。

司会者

1点だけ補足させていただくと、分かりいい、分かりにくいあるいは問題に感じられた点というのはすごく分かったんですが、こういうところはどうだったでしょうか。例えば何人かの方の話聞いて、また同じことを聞くの

かという感じじゃなかったわけですね。

2番

それはなかったですね。むしろそれは、同じことであっても、それがこちらにとっては分からないことでしたので、その点は非常に分かりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございました。6番の方はどんなふうに御覧になりましたでしょうか。

6番

実際に犯行が起きたときの同じ場面を、それぞれの証人の方がそれぞれの目を見たことを語っていたので、それがものすごく、1つの事象に対していろんなところからの意見が聞けたということは、とても分かりやすかったところですね。それなので、それぞれの証言がそれぞれを補足し合っているというような、そういうところがあったので、そこはとても分かりやすくてよかったですと思います。ただ、2番の方もおっしゃっていたように、弁護人からの証人が1人欠席ということで一人もいなかったもので、そちら側からの意見が聞けなかったのは、やはりちょっとどうだったのかなというのは感じました。

司会者

ありがとうございました。今は多くの別々の証人から1つの事柄についてたくさん尋ねるという話だったんですが、1人の人から長い時間聞くという事件もあったようなんですけれど。8番の方の事件だと、重要な共犯者の証人はかなり長い時間聞いたわけですか。

8番

そうですね。おっしゃるとおりです。

司会者

長い時間聞いてよく分かったとか、あるいはちょっとだれちゃったとか、

何かそのあたりの時間とか、あるいはその人に聞く项目的なことで何かお感じになったことなんかはありますか。重要な証人なのである程度かかるのはしょうがないというところがあることを前提にした上でですね、何かその上でもこういうところが気になったみたいなのがありますでしょうか。

8 番

まず、その証人の方が、ある意味自白、自供と言いますか、そういう形で起こった裁判になりますので。その証人の方御自身のキャラクターになるのかもしれないんですけど、とても明確な方でいらっしゃいました。ただ、いろんな彼の過去の状況において、その時々での彼の多分ベストだろうということを行動に表すタイプの方であったので、結果的にころころ変わっていったり、その自供の内容、供述内容が裁判のときでは変わっていったりというということもあります。ただ、気になったというよりも私の個人的な印象は、裁判のときに証言台で話しているその日そのときの御本人がいかにか本心で語ってしてくれるかという、そこしかなかったんですね。結果的に、検察官が出してくる証拠、弁護人が出してくる証拠、それも結果的に証拠になる証拠かどうかというところから、やっぱり後からチェックしていかなければならない内容でしたので。ただ、1人の証人の方が長かったからといって、分かりにくいとか混乱したということは私個人的に言うとなかったです。

司会者

ありがとうございました。それぞれの御担当になった事件の特色と伺いますか特徴みたいところから、こんなことなかったですかという形でお尋ねさせていただいたんですが、そういうところを外してですね、こんなところでお気づきの点がないかということ伺っていきたいと思います。皆さんが体験された証人尋問とか被告人質問の中で、なぜこの人からこんなことを聞いてるんだらうというところで、あれっと思ったり、またこんなことを聞いても仕方がないのにとかですね、何かどうもしっくりこないなと思われたよ

うなところがあったらお聞かせ願いたいんですけども、いかがでしょうか。あるいは、その人に聞いている中で、ちょっとここはあんまり関係ないんじゃないかとか、そんな感じがしたところというのはなかったですか。

8 番

結果的なんですけども、先ほどお話ししました3人の精神科医の先生の方々というよりも、弁護人からの主張の流れで証言台にその3名の先生方が立たれたわけなんです。どうしても被害者の御家族の方に、露骨にちょっと、何というんでしょう、ちょっとナンセンスな質問といいますか定義の仕方もあったりしました。

司会者

今、最初に御指摘のあったところが、共犯者の供述が本当かどうかということに関して、精神科のお医者さんに聞いたところというのが、何でこんなことを聞いているんだというところが分かりにくかったということなんですか。

8 番

その精神科医の先生方が控えていて、病気だという主張だったんですけども、結果的に病気でも何でもないじゃないかというように途中で立ち消えしてしまって、弁護人からも、その主張も何かひゅうっと消えてしまったという、そういうこともあったので結果的にということです。

司会者

ありがとうございます。ちょっと話題を少し変えましょうか。実は今回皆さんに一番聞きたくて、かつ傍聴席にいる検察官、弁護人も関心を持つところかもしれないんですけども、質問の技術ですね。答えを引き出すための質問の技術、それを皆さんどんなふうにごらんになったんだろうかというところを伺いたいと思います。その中では、まず皆さんが聞くときに、何を聞こうとしてるのかなというそのねらいが分かって、それで答えを待ち受ける

ような形で聞けるとすごく分かりやすいといいますか、なるほどなという感じがあると思うんですけど、何だろう、これという感じでやってると多分そこは分からないままで、ひょっと出てきて、あっ、そうだったのかと言っても、何か通り過ぎちゃうみたいなどころがあるかもしれません。そのあたりどんな印象、あるいはこんなところが問題じゃないかとか思ったところあたりを、どなたからでも結構なんですけれど御紹介いただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。1番の方お願いいたします。

1番

先ほどありましたように、証人の数が非常に多い事件だったという関係から、質問をどんどんしていかないと期日に終わらないというような強迫観念も持ちつつ、かなりたくさんの証人の方にいろんな質問をぶつけるというところに焦点を置かれてやられてたかなという感じがいたします。それなので、逆に言うと、質問を1つします、どうですかと、答えたくなければいいですよ、じゃあ次の質問いきますというような、かなりのスピードで質問されていかざるを得ないという状況があったように、そうではなかったのかもしれないですけど、こちらから見てるとそういう感じがしたというところがあったので、期日の設け方も含めて、もう少し、もうちょっとそこを聞けないんですかという、それは弁護人も検察官も同じですけども、もうちょっと立ち入って聞いてくれたらなというところは結構ありました。我々からも当然質問もできるんですけども、結局我々は与えられた、もう出てきてるものからしか推測ができないので、他の方で取調べの供述の内容とかとおっしゃってましたけど、供述の内容とかは我々は当然見てないというか、それ以前にどう言っていたかというのは、言葉では前にこう言ってましたよねと質問の中ではありましたけど、実際にどういう変遷になっていて、いつ頃どういう主張に変わったかというのは分からない中でやっていたので、もっと詳しく聞いてほしいとか、そこを流さないでもう一步踏み込んだ質問してくれないか

とかですね、そういうところは実は非常に感じました。

司会者

今御指摘のあったもう少し聞いてほしいというのは、何というんでしょうか、やっぱりそれはポイントについてということですか。それとも情報量として足らなかった、そういう御趣旨なんんでしょうか。そこはいかがでしょうか。

1 番

私が担当した事件については、一番最初の人に検察官から一覧表を示されて、これを証明するためにこの方に伺いますと言われました。みんな記号が振ってあって、今日これからお聞きすることは、何番と何番の証拠を立証するために伺いますというのを先に入れていただいて聞いていたので、逆にそういう観点では、これを証明したいんだなと思いながら聞いたというのがありますね。ただ、さっきのお話じゃないですけど、そこへ行き着くためにはもうちょっと深く聞いてほしいなというのがありました。

司会者

どちらかというところ、多くの情報をというよりは、自信を持って判断できるためのポイントを押さえたいということでしょうか。そこを何とかもうちょっと聞いてくれれば自信を持って考えられるのにみたいところがちょっと足らなかったという印象があるんでしょうか。

1 番

まあそうですね。自信を持ってというよりは、質問の一つ一つの意味がどうかというところがあるんですかね。何とか流した質問はとりあえずおいて、次の質問をどう理解するかという、すぐに移らなきゃいけないじゃないですか。そこはもうちょっと時間が欲しかったです。

司会者

あともう1つは、咀嚼時間という感じですか。

1 番

あればよかったかなという気がします。

司会者

他の方はいかがでしょうか。7番の方がちょっと切り口が違うのかもしれませんが、いろんな他の証拠との関係というのが、必ずしも証人とか被告人の話とかそういうところとは結び付いていなくて、後で組み上がったみたいなお話がありましたね。

7 番

今の方とは逆で、今これについて判断するからこういう証拠が出てくるよということが一切なくて、とにかく裁判所で見たことだけで考えてくださいという話だったので、突然物が出てくるとか、突然写真が出てくるという感じでしたね。それをもう一回持って帰って、どんなところが疑問だったということで質問したいこととかを、こんなふうなことを聞きたいんだけどというときに、裁判員の人にも是非質問してみてくださいというときに、どういう言い回しをしたら相手の本音を引き出せるかというあたりは、裁判官からアドバイスを受けて頑張って一所懸命裁判員も言いましたし、それでも言葉が足りないところは、私達の思いをうまく質問にして裁判官がフォローしてくださいだったので、私は聞いていて、そういう質問をしたかったんだよと、その裁判官の質問の技術力の高さですか、さすがプロだなと思ったことは何度もありました。

司会者

褒めてもらって大変ありがたいんですが。検察官、弁護人の質問ではちょっとかゆいところに手が届かないままになったということですか。

7 番

そうですね。やりとりの中では、だからこうなんですみたいな結論はないんですね。どっちの道行きましたか。こっちです。じゃあ次の質問に移り

ます。じゃあ、そっちの道行ったから有罪なのか無罪なのかというところは、裁判所ではないので、それを胸の中に入れて、ああ、そうか、こっちの道行ったんだというところで終わっちゃうので、それは評議に帰ってから、あれはどういうことだったのというのを合わせる感じでした。

司会者

右に行ったか左に行ったかということの判断は、法廷でとれるという意味ですね。

7番

分かりました。はい。

司会者

他の方からも、質問のねらいが分かりやすかったかどうかとかいうところはいかがですか。どうぞ。

4番

障害を持ってる方に対して、検察官はちょっと言葉がきついという言い方は変ですけども、被告人が質問の内容が分からなくて結局中断したんですよ、何度も何度も。どうすればうまく中断しなかったのかという答えは持っていないんですけど。被告人の障害の問題があって、うっ、うーんと悩んだ挙げ句に何かちょっと不思議な行動があって止まる。こうならないような聞き方ができるともうちょっとよかったかなというところがありました。初めて見た事例だったので、障害のある方に対して供述が止まらないようにするということです。多分見ていた方はよく分かっていると思うんですが。

司会者

今のお話は、要は障害を負っている方に、何か尋ねてうまく話を引き出せるということから考えると、余りうまい聞き方じゃなかったということですか。

4番

うまい聞き方じゃない場面が何度かあって、もちろん障害を持ってる方も、妄想の強い人というか、言うことが後から頭の中で勝手に作り上げられたと医師の方も言われるようなこともあるんですけども、何度も尋問が止まるという事象は、できれば何とか止めてほしかったというか、今後も続かないようにしたいなと思いました。どうしたらいいかちょっと答えがないんですけど、そういう研修を受ければいいのかどうかも分からないんですけど、質問の何か、どうやればいいのかというその行動、やり方ですね。

司会者

ありがとうございます。他の方よろしいですかね。どうぞ。

6番

担当の検察官がとても早口な方で、一度裁判長にもう少しゆっくり話してくださいと言われた場面があったんですね。それでも話してるうちにだんだん早くなってきてしまっていました。裁判員は素人ですし、その中で早口であればあっとましくし立てられてるみたいな質問の仕方を聞いてると、やはり入ってくるものも素直に入ってこなかったりということもありましたので、その方個人の性格だったりの問題なのかもしれないんですけども、やはりそこは素人もその場にいるんだということを認識した上で、もう少しこう、まあ技術じゃないですけども、配慮していただくと、より分かりやすく聞けたのかなとは思いました。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。今度はペースとか早口とかそういうところもちょっと出てきましたけれど。

3番

非常にささいなことなんですが、検察官で女性の方がいらっしゃって、女性の方はちょっと声量とかそういう問題もあるかと思うんですけども、若干聞き取りづらい場面が何か所かありまして、何となく言ってることは分か

るんですけど、ちょっと詳細のところ聞き取り切れずに、それを一々私達裁判員が、すいません、すいませんと聞くわけにもいかずに、ちょっと疑問を持ったまま持ち帰って、評議室で他の方とこういう意味ですよねというちょっとすり合わせをするような場面もあったので、明快な形での話を進めていただけるとよりよいなというのは思いました。

司会者

今出たようなお話は、むろん尋ねる側の問題でもあり、当然裁判所も分かる話ですので、すぐに注意を促さなかったところにも問題があったのかもしれませんが。申し訳ありませんでした。

それでですね、ちょっと切り口を変えるんですが、皆様が尋問に臨まれたときは、証人であるいは被告人であれ、最初は検察官が聞けば、その後違う立場から弁護人が聞く、あるいは弁護人のほうが先に聞けば、違う形でまた検察官が聞くと、こんな形で、交互尋問といいますが、やりとりがされて、片一方が基本的な情報を引き出して、片一方がその問題点をぶついたりすると、こういう仕組みになっていたかと思えます。それが皆様の判断、理解を助けたのか、あるいは、もしそこですね、そうじゃなくて逆に混乱しちゃったみたいな点があったとすると何が問題だったんだろうかと、このあたりをちょっと考えてみたいと思えますが。何かそのあたりでですね、こんなことがありましたというところで、皆様のほうで記憶に残っているエピソード等あれば紹介していただきたいんですが、いかがでしょうか。あるいは、何で違う形で聞いているのか結局分かりませんでしたみたいなところはありましたか。

2番

今の質問につながるかどうかちょっと分からないんですけども、私どもがやった裁判の場合、被告人が使った凶器というのが全くないんですね。どういう凶器だったかというのも、たしか被害者の方が10センチ刺されてると

ということなんで、とりあえず医者の方から、10センチ以上のいわゆる刃物だろうと。それと鋭利な刃物であるということで、弁護人は、殺意はなかったと、検察官は、殺意があったと。どんな刃物なんだろうというの、検察官と弁護人と、その長さがどのぐらいかとやってるうちに、どの程度の大きさのもので、どうなのかというのが、その公判の中では多分20センチぐらいの刃渡りだろうという話になったわけです。そういう面で言うと、双方それぞれ立場が違う中で、殺意がなかった、殺意があったよということを言いながら、1つの形になるものを作ったという点では非常に分かりやすかったというのがありました。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

5番

私の事件は、覚せい剤密輸の故意、運んだものが覚せい剤だったと知ってたか知らなかったかということでもめてたんですけれども、全体的に証人尋問にしても被告人質問にしても、検察官からの質問というのは少し心に残ってますし時間もかかってたんですけど、弁護人からのほうの質問というのが、何を聞いてたんだったかなとちょっと思い出せなかったり、あと何か実際に時間もいつも最後の二、三分で、はい、結構ですみたいな感じで終わっていたような気がしてまして、何かすごくボリュームの差がものすごくあったなというのを思い出しました。実際に内容も、検察官はたくさん聞いてたんですけれども、質問していくに当たって、ねらいがよく分かるような質問、これが聞きたくてこの人はこれを聞いてるんだなという質問が来ると、何か弁護人のほうからすぐ異議が出てしまって、誘導だとか何とかってなって、何か最終的には、事実確認みたいな感じのQ&A、これは水ですよ、はい、とかそういう感じの、何で今それをし続けるのかなというような質問になってしまっていて、ちょっとそこは何だろうと思ったなというのを今思い出

ました。

私だけかもしれないですけど、一般的には事実確認というよりも、その内容というんですかね、先ほど1番の方がもっと立ち入って聞いてほしいとか、もっと踏み込んで聞いてほしいという言葉をおっしゃってたんですけど、それを私も思って、法律的には見解とか認識とかそういった問題があって、そういうことよりも事実を追っていくほうが大事なのかもしれないんですけど、一般的に見たら、どうしてそう思ってやったのかとか、その理由とか気持ちとかそういうところを、その真偽は分からないんですけども、もっと聞きたいなというのを感じました。何かしたことがあれですね？、はい、これですね？、いいえ、とかじゃなくて、どうしてこうしたんですかとか、何でこうなったんですかというような、理由の部分というんですかね、それがもっと聞きたかったなというのがありました。

司会者

ちょっと時間の関係が押してきてしまいました。このあたりで検察官、弁護人のお立場から経験者のお話を伺って確認したい点とか、あるいは別のところでこういうところを聞きたいみたいなのところがあればお願いします。

松井検察官

本日は本当にありがとうございました。大変参考になりました。東京地検の公判部で副部長を務めております松井と申します。本日テーマになっています被告人質問とか証人尋問というのは、何というんですか、私どもにとっても水ものといえますか、実際問題どういうこととお話しされるか、捜査段階で聞いたことをそのまま話すとは保証されていないし、正直言って緊張しながら結構不安な思いでやっていたりします。やっぱり先ほどいろいろ厳しい御指摘もあって、早口であるとかですね、声が小さいとかですね、そういう、もっと内容面にも及ぶことかもしれないんですけど、うまい下手みたいなのもあってですね、結構検察庁の中でも証人尋問とか被告人質問をどうやったら上

手にできるだろうというのが、今全体のテーマみたいな感じになってですね、議論しているところなんですね。

また、証人尋問や被告人質問をした後に裁判員の皆様方から補充尋問をいただいて、結構それもすごく鋭い尋問をいただくこともあってですね、あっ、ここが足りてないなというところで、先ほどやっぱりかゆいところに手が届いてないというの、そこで分かったりします。例えば検察官からちょっと手を挙げさせてもらって、補充ちょっと1問だけいいですかという話をさせてもらったりとか、あるいは論告という書面にそれを落とし込んで、もう一回説明し直させてもらうとか、そういう工夫もしているところです。本当に本日は参考になりました。

私のほうから8番の方に1つだけ御質問させてもらえればなと思ってます。共犯者の方の証言の信用性を判断するに当たってですね、検察官が聞くべきなのにこれを聞いてない、かゆいところに手が届いてないというような部分があったのか、あるいは弁護人の尋問で、すごい、これは効果的だったというところがあったのかというところだけ教えていただければなと思うのですが。

8番

私はもちろん法律の勉強をしてませんし、本当にど素人なので。ただ、評議の中で裁判官の方、裁判長も含めてですけれども、このケースだと現状の法律制度に基づくとこうなるよ話がありました。例えば、今御質問があった中の、尋問で検察官からのアプローチが足りないとか落ち度があったのかということに関しては、ちょっとまた違う次元といいますか、ちょっとまた別物になってしまうような気がいたします、個人的には。

松井検察官

ありがとうございました。今日はたまたまなんですけれども、1番の方の事件の主任検察官が来てまして、せっかくですので1つ質問させていただ

てよろしいですか。

小松検察官

1 番の方に聞きたいんですけど、証人が 1 3 人いて、被告人自身がしゃべるのも 3 日間に及んだと思います。本日のテーマであるんですけど、長時間の尋問ということで、3 日間同じ人からずっと聞くこと、これについてどう思われましたか。例えば 3 日間も長過ぎて、もっと 1 日にしてくれよと思ったのか、それとも、その辺はどうですか。

1 番

それについては全然長いとは思いませんでした。逆に、さっき言ったみたいにもっと時間があればもっと時間をいただいて、いろんな質問を検察官もしていただけたらよかったかなというところは正直あります。

小松検察官

人間の集中力というのは 20 分とか 30 分ぐらいしかもたないから、できるだけ尋問時間は 20 分以内にしましょうとかですね、あるいは裁判所からも長いからもうちょっと短くポイントを絞って聞いてくれないかというようなことを言われて、短く短くしようと思うんですけども、先ほど 1 番さん、5 番さんの話を聞くと、もっとかゆいところに手が届くことを聞いてほしかったというようなお話をされましたよね。だから、余り、情報量は少なくしたほうが分かりやすいんだ、短いほうが分かりやすいんだというような感覚でもないわけですかね。むしろ、聞き方で、その事件に沿った聞き方、うまい聞き方をすれば、多少時間が長く、あるいはゆっくり目に聞いたり、あるいはちょっと情報量が、ピンポイントだけ聞くのではなくて、それに至るところを聞く、むしろそっちのほうが聞いている人間とすれば分かりやすいんだ、だから内容を絞るとか情報量を少なくするとかいうレベルでもないということですかね。

1 番

恐らく事件にもよるんでしょうねということだと思います。証拠が物証も含めてたくさんあるものと、そうじゃないものというのがあって、物証の少ない事件だったら証言をある程度いろいろ引き出して聞いていくしかないところがあって、今回の事件も実際の犯行の当日のその場面というのは推測を含めて証言とかを組み合わせると証拠を積んでいかなきゃいけないという状況だったので、そこについてはある程度振って、あとは質問についても、質問の重い軽いというか、流す質問と、ここはぎゅっとつかまなきゃいけない質問というのが恐らくおありになったんだろうなというのがあって、我々がもうちょっとここを聞いてほしいなというところと、検察官がここをつかんどけば大丈夫だと思ったところが若干ずれがあったのかもしれないなというのがあります。

司会者

弁護人のお立場からはいかがでしょう。

臼井弁護士

本日はありがとうございました。東京弁護士会の弁護士の臼井と申します。刑事事件という立証構造的に、検察官が立証して、それに対して弁護士が反論するという、そういうふうになっていますので、従前から弁護士側の尋問というのはちょっと分かりづらいというような意見が割と多くあったところですが。ただ、最近では少しずつ改善もされているのかなと私も思いまして、皆様方から今お聞きした意見で更にちょっと精進できればと思います。

1番さんの事件のほうでですね、検察官のほうで冒頭陳述のところはかなり事実を細かくリストアップして一つ一つ挙げていただいたかと思うんですけども、こういうようなものを使って証人尋問を例えば一問一問聞いていくと。そういうの中で、いわゆるマーク式みたいな、チェック式みたいなになってしまって、その事実が出てきたかどうかというのに執心してしまって、供述態度の観察とか、その信用性判断までできたのかなというのがちょっと

疑問でありまして、こういう冒頭陳述があったことによって、そういう影響があったかどうかだけお伺いできればと思います。

1 番

そういう意味で言えばあんまりなかったかもしれないです。それに、これによって何か自分の思考が引っ張られることは余りなかったかもしれないです。逆に、この件に関して言えば弁護人が、弁護戦術というのか分かりませんが、余り多くを語らない、法廷では多くを語らないという戦術をとられていたので、弁護人の証拠って極めて少ないですし、質問も少ないですし、逆の対立軸を出してるんですけども、それに対するいろんな立証が非常に少ない、曖昧なところをできるだけ残したいのかなと思わざるを得ないような、そんな感じも、それは戦術としてあるのかもしれないですけども、そういう感じだったので、逆にそっちをもっと頑張ってもらって出していただければというのが思いでございます。

臼井弁護士

ありがとうございます。弁護士側として、疑わしきは被告人の利益にというところがあるので、疑わしくさせて終わるというのも一つ弁護技術としてはありますということだけ。

司会者

お待たせしました。報道の方のほうから御質問ありますか。

甲社A記者

7 番の方にちょっとお聞きしたいんですけど、取調べのVTRが証拠として採用されたということだったんですが、それは非常に分かりやすかったというお話だったんですけど、もうちょっと具体的に、どこが分かりやすく、どこがよかったかというところをお話しいただけますか。

7 番

以前の主張と今の主張とどちらかが必ず嘘をついてるわけですね。まあ

両方嘘かもしれないんですけど。どちらを信用するか、どちらが信用に足りる事実なのかというのを聞くときに、そのDVDの中では身振り手振りを交えて、決して誘導ではなく、嬉しそうにと言うとちょっと語弊がありますが、前向きに、生き生きとというか、ナチュラルに、普通にお話しされていて、そして質問している、その方は警察の方だったと思うんですが、ちゃんと、何々さん、こういう質問をしますよという感じで全然威圧的ではなくて、普通に私達が会話をするような質問の仕方をしていて、その中で自信を持ってきちっと被告人がしゃべられていた。これは嘘をついてこういう態度をとって身振りを交えながら話すかということ考えたときに、これは真実だと考えられる、合理的にこれはこっちのほうが合ってるんじゃないかと思えたということです。

甲社A記者

逆にそのVTRを証拠として採用されてないと、結構迷うところではあったということですか。

7番

基本的にもう話の筋がぐちゃぐちゃで、後で変えた説をとると合理的に説明できない点が幾つかあったので、もしそのDVDがなくても結果としては同じ結果が出たんじゃないかなとは思いますが。ただ、より強く確信を持って、これは確かに検察官がこれが真実だと思うに足りたのはこれがあったからなんだなということをより強く分かったという感じですね。

甲社A記者

裁判員の方自らが、被告人質問なり補充質問なり、7番の方はされたとおっしゃられてたんですが。いいですか、挙手でも。

司会者

どうぞ。

甲社A記者

自ら御質問された方、手を挙げていただけますか。

(1番, 2番, 3番, 5番, 7番, 8番手を挙げる)

では、されたという方に、簡潔でいいんですけど、どういう疑問を解消されたくてというか、意図ですね。例えば検察官なり弁護人が聞いてくれないから自分でしようと思ったのかとか、そういう意図を手短にお話しいただければと思います。

司会者

では、順番に今の点を伺いましょうか。

1番

基本的には、多分皆さんそうですけど、真実は何かというところを一所懸命その期間中は考えてるので、検察官なり弁護人なりの質問の内容が足りなかったのかと言われればそうかもしれませんし、やっぱり自分の中で腑に落ちないところを聞くということですので、単純に質問が足りないだけではなくて、自分からこれが分かれば何となく腑に落ちるなというような内容を聞いたというところでは。

2番

私も今の1番の方と同じです。私の場合は被告人に聞いたんですけども、やはり自分なりに納得したいということが1つでした。

3番

本当にお二人と同じなんですけれども、私の場合ちょっと数字的なものが、経済的な裏付けのための数字がちょっとたくさん出てきて、その中でちょっと疑問があったところについて聞いたという形になってます。結局は実際のところどうなのかという真実を見るというところに尽きます。

5番

私は被告人のそもそもの人となりのようなことを聞きたくて質問をさせていただきました。

7 番

私も裁判に参加してあなたのことを一所懸命考えてるんだよということを何か分かってほしかったという部分もあります。

8 番

5 番さんに通じるかもしれないんですが、その証言に立たれている御本人が本心でお話してくださってるかどうかというのを私なりに見極めたかったというのがございます。人となりにつながると思います。以上です。

司会者

よろしいですか。

甲社A記者

大変参考になりました。ありがとうございました。

司会者

時間があつたらこの点もということで申し上げた証拠の中身ですね、本日は主として証人あるいは被告人の話を理解するということなわけですが、その上で、先ほど来、裁判官の説明があつて分かりやすかつたというお話もちょっと伺つたんですけども、検察官、弁護人の冒頭陳述あるいは論告とか弁論ですね、これがそういう証拠の内容といいますかね、どうしてこれを調べるのかとか、どういうところに関わるのかとか、あるいは聞いて帰つてきたときには、それを振り返る形でこういうことを言いたかつたのかとか、そんな形でいろいろ触れられてると思うんですが、それが皆さんの理解とか判断をどんなふうにしたのか、あるいはあんまり助けてくれなかつたなというところなのか、そのあたりをちょっと伺つてみたいと思います。

その中でちょっと気になるのが、先ほど7番の方のおっしゃつた、例えば証拠物の手ざわりとか何か、何でこれを触つとく必要があるのみたいなのが最後に分かつたところがあつたんですけども、何かそのあたりで冒頭陳述ですとか、あるいは検察官、弁護人の論告・弁論との関係で、こういう形で

あったらよかったなとかですね、あるいはまあしょうがないのかなとか、何かそのあたりで思われたところをお聞かせいただけますか。

7 番

冒頭のところは、検察官ももうほとんど紙を見ずに朗々と大きな声でやっ
てくださって、それに圧倒されて、これ100%そうだ、このとおりだと思
った後、弁護人も本当に対抗して紙を半分見ないで、同じように朗々とされ
て、こっちも正しいんだと思って、どちらも大変分かりやすく、正々堂々と
されていました。一番私が裁判官から気をつけてと言われたのは、見聞きし
たことだけで判断をしてくださいと言われたので、出てくる証拠の順番も、
こういう順番で見てほしいんだらうなと思って、もうそれは詮索をせずに出
てきたとおりに理解をし、その見たことだけで判断をし、逆にその人の生い
立ちがどうかそういうことは考える必要がない、事実だけを見て考えまし
ょうということを一所懸命言われたので、どうもテレビドラマみたいに、こ
の人の生い立ちはというところに興味が行きそうになるんですけど、そこを
一所懸命止めながら行ったというのが事実です。

司会者

先ほどおっしゃった、例えばバッグとかそういうところが腑に落ちるのは
最後だったというお話がありましたよね。それって何か前にこんなところに
気をつけて見てくださいみたいなアナウンスがあったらよりよかったなと
か、あるいは、最後に正解、何となく推理小説的にですね、ああ、こうだ
ったのかみたいに分かったほうがいいのかみたいなのは、何かお感じになっ
たところはありますか。

7 番

最終的には推理小説のように最後まで行って分かってスッキリしたんです
が、それであっても、決められた証拠でそれ以上の証拠は求めてもないわけ
ですよね。裁判員として誘導されてるような感覚もなくはなかったので、む

しろ事前に何の知識もなく見せられたことのほうが、自分で考えて、あっ、これは自分で出した結論だという感覚がより持てたので、結果的には良かったと思います。

司会者

ありがとうございます。他の方で、冒頭陳述とか、それから論告・弁論と
その証拠との関係ですね、こういうところで理解を助けられたとか、あるいはよく分からなかったとか、何かそんなところでお気づきとか、あるいは記憶に残ってるところがあったら御紹介いただきたいんですが、いかがでしょうか。

5 番

冒頭陳述は検察官から A 4 が 1 枚と、弁護人から A 4 が 1 枚のそれぞれ 1
枚ずついただいて、様式も全然違うんですね。片やワードでべた打ちみた
いなのと、片やエクセルというか表が使ってあるような感じのもので、これ
って別に規格というのはないんですか。

司会者

それぞれが工夫して分かりやすく伝えようということで、その事件で工夫
した結果が出てきてるんだと思いますが。

5 番

そうすると結局見せ方とかも、心証で判断してはいけないんでしょうけれど、プリントもそうですし、実際の最初のお話も、ちょっとプレゼン力大会とか、検察官と弁護人のプレゼン大会みたいになってしまって、見せ方の上手下手とか、感情のあおり方、演技的な要素も含めて、そういうのによってちょっと左右されてしまうこともあるんじゃないかなと思ったんですね。裁判員というのは一般市民といわれてますけど、その反面、この世界の法律の知識も経験もない素人なので、だからこそそういったことに左右されちゃう人もあるんじゃないかなという危険性を感じまして。例えば、冒頭陳

述に関しては、様式みたいなのを決めておいて、何か概要を書いて、どちら側の主張と書いて、相手側の主張がこうなのでこっちはこう思いますみたいに、何か様式とかが決まったものを取りあえず作っておいて、あとプラス1枚は自由に資料をつけていいみたいにしたほうが、何か公平なのかなってちらっと思ったんですけれども。そういうちょっと見せ方で結構左右されるんだなというのも、今回裁判員をやってみて気がついた点だったのでちょっと話してみました。以上です。

司会者

ありがとうございます。どうぞ。

牧野弁護士

第二東京弁護士会の牧野といいます。本日は御苦労さまです。本日の尋問で分かりやすかったかどうかに関して2つポイントがあって、結局尋問で得たことで、だからどうなのという疑問で、もっと突っ込みたかったとかいうことと分かりにくかったということ、それからもう1つ、1番さんを中心に、もうちょっと情報量が欲しかった、例えば1番さんは多数の証人を調べながら更にもうちょっと証人に聞いたはずで聞いたかった、裁判所において一度終わった尋問を更に質問を加えたということもあって、その2つに関連して質問しますので、お答えできる方はお答えください。時間がないので手短かにやりますけど。

まず、何を聞いたかったのかよく分からなかったというのは、例えば7番さん、右へ行ったと分かった、だからどうなのというような疑問に対しては、例えば主尋問のときには、これからこういう趣旨で聞きますというのがあらかじめ言えますが、反対尋問のときに、これからこういう主張を潰すために聞きますとは言えないので。模擬裁判のときに我々が工夫して裁判所の了解もあって、主尋問が終わった時点で、簡単に1分間だけ証拠弁論というのをやったことがあるんですね。反対尋問が終わった段階で、皆さん記憶が新た

なうちに言っておきますが、証人は反対尋問でこう答えました、これは非常に重要な事実で弁護人側の主張しているこれに直結してますと、忘れないでくださいとやって、評判はよかったんですけど。そういうのを賛成かどうかというのが1点。

それから、1番さんの質問のように情報が足りないという意見も逆にあって、これは裁判員経験者の方からもよく出てきて、予備日を設けてもいいから、絶対あの証人がいるはずで調べてほしいというような場合には、予備日を作ってでも証拠調べをやったほうが良いという意見もあるんですが、その2点に関してどなたからでも御意見をいただければと。

司会者

今の2点について皆さんの率直な感想と伺いますか、そういうところをお聞かせいただければ。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

1番

今の御意見、基本的にはよろしいんじゃないかというのが私の感想です。それなので、弁護する立場からすると、なかなか反対の証拠を出しづらい事件というのが多いのかなとか、反対の証人を連れてくるというのも難しいかなというのがあるので、そういう多分細かい証言をやっぱり積み上げていくという作業に、業務としてはなると思うので、そこはよろしいかなというふうに思います。それを我々が聞いて、それが確かに重要なものかどうか、どう思うかは別の話だと思いますので、弁護する側からするとそういうものが重要ですよと訴えられるのはいいかなとは思いますが。

あとは予備日の関係ですけれども、当然、検察官からもありましたけど、一般の人間を呼ぶので期間を短くして質問は短くして簡潔にという風潮の中にあるので、なかなか一般の人を、今のやられてる裁判員裁判じゃないですけど、3か月とかという参加者もなかなか少なくなるのかそういうのもあるとは思いますが、公判前整理をある程度した中で短くしている関係があ

るので、実際携わってみると、やっぱりもうちょっと欲しいなというのは率直な意見としてあります。最終的には私が携わったように求刑が最終刑になってしまうような事件にも携わっているので、その辺はやっぱり真実はある程度腑に落ちるところまで確認したいというところはどうしてもあります。

司会者

よろしいですか。

牧野弁護士

はい。ありがとうございます。

司会者

ちょうど時間になりました。私の進行の下手際で、本当はもう少し踏み込んで議論しなければいけないところはあったのかもしれませんが、御協力いただきまして皆さんから率直な意見を承ることができたかと思えます。これを参考にまたこの制度の運用を見直すところは見直して、よりよいものにしていく努力をしたいと思えます。本当にどうも本日はありがとうございました。

以 上